

住宅ローンの返済、 お困りではないですか？



相談無料



**返済に不安を感じたら、
金融機関に出向く前に
弊社のような専門家に
相談をしてみましよう。**

「中小企業金融円滑化法」や「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」により金融機関は既存のお借入について、弁済方法の変更や債務の減免などのご相談に応じるよう、努めることとされています。

しかし、全ての方が減免の対象に該当するわけではなく、ローン問題の緩和策といえど、軽い気持ちで交渉に望めば交渉は失敗に終わるでしょう。

なぜなら、ローンの支払い条件を変更するには、金融機関を納得させるだけの整合性のある緻密な計画が必要とされるからです。

ほぼ、チャンスは一度きりです。金融機関に出向く前に弊社のアドバイスを受けることをオススメします。失業・収入の減少・ご病気などにより返済に不安を感じたら住宅ローンの専門家である「エムズコンサルタンツ」までお早めのご相談をください。

不安解消の第一歩はご相談から ひとりで悩まず、まず電話



0120-963-744

相談無料・秘密厳守

「中小企業金融円滑化法」のお問い合わせ … 金融庁（金融庁 金融円滑化対策で検索）
<http://www.fsa.go.jp/>

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」のお問い合わせ …
個人版私的整理ガイドラインコールセンター 0120-380-883



株式会社エムズコンサルタンツ

<http://31674.com>